

更新申請手数料の納付方法の追加について

ペイジー
～Pay-easy対応の納入通知書による納付～

建設業許可更新申請書の郵送受付の開始に伴い、現金書留による申請手数料の納付をお願いしてきましたが、令和2年11月9日より、Pay-easy 対応の納入通知書（以下「納入通知書」という。）による納付も可能となります。

納入通知書による納付を希望される方には、建設業課から納入通知書を郵送しますので、金融機関の窓口やATMなどで、更新申請手数料の納付をお願いします。

1 Pay-easy 対応の納入通知書の注意点 （詳細は会計管理局HPでご確認ください）

(1) 東京都公金収納取扱金融機関の窓口、Pay-easy に対応しているATM・インターネットバンキング・モバイルバンキングで支払いが可能です。対応している金融機関及び手段は会計管理局HPの『金融機関及び支払手段一覧表』で確認してください。

※インターネットバンキング及びモバイルバンキングでの支払いは金融機関への申込が必要です。

- (2) Pay-easy マークのないATMでは支払えません。
- (3) コンビニエンス・ストアの店頭では支払えません。
- (4) ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキングで支払った場合、領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、金融機関の窓口でお支払いください。



【東京都会計管理局ホームページ】

『東京都へのお支払いはインターネットやATMでも可能です』

<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/mpn.htm>

『金融機関及び支払手段一覧表』

<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/021001mpnichiranhyou.pdf>

『Pay-easy（ペイジー）についてのQ&A』

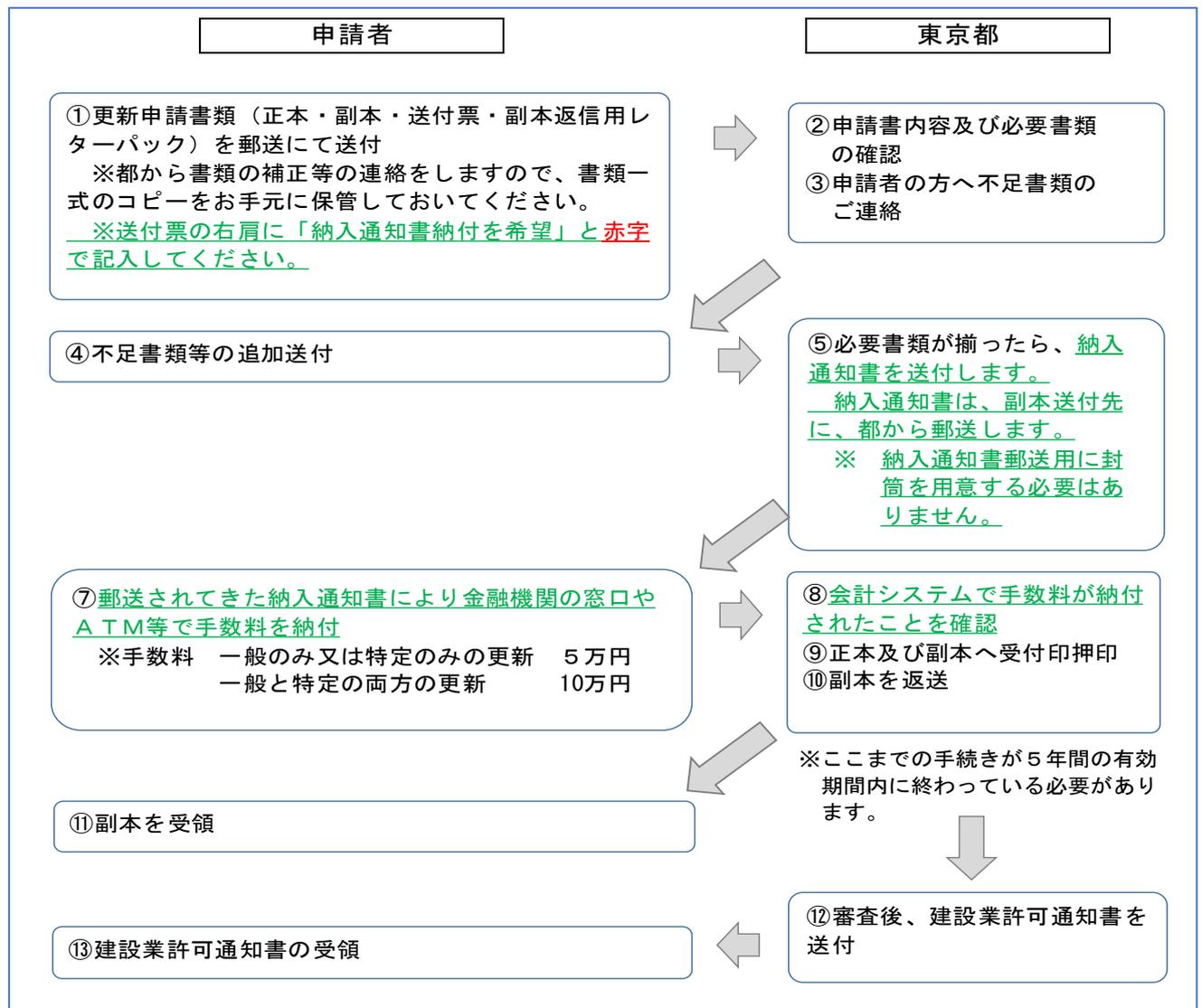
<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/mpnfaq.html>

納入通知書に Pay-easy マークが付いています。

2 建設業許可更新申請手数料を Pay-easy 対応の納入通知書で納付する場合の注意点

- (1) 許可有効期限までに手数料が納付されない場合は、許可失効となります。十分にご注意ください。
- (2) 納入通知書の利用は、納入通知書の紛失や納付忘れ等のトラブルによる許可失効を防ぐため、許可有効期限30日前までに、申請書類が整った場合とさせていただきます。それ以降は、納入通知書納付を希望されていても、現金書留又は建設業課の収納窓口で納付していただきます。
- (3) 会計処理システムの関係で、現金書留と比べて5日から15日ほど余計に処理時間を要します。許可通知書の到達が遅くなる場合がありますのでご承知おきください。
- (4) 納入通知書による納付の場合、建設業課でも領収書は発行しません。(現金書留及び窓口納付の場合は、これまでどおりレシートを発行します。)

(納入通知書を利用する場合の更新申請の郵送受付の流れ)



問合せ先

| | | | |
|--------------|----------|---------------|------------------|
| 手数料の納付に関すること | 建設業課事務担当 | 5321-1111（内線） | 30-651, 652, 653 |
| 更新申請審査に関すること | 建設業課審査担当 | 5321-1111（内線） | 30-661, 666, 693 |